

あきる野市介護保険推進委員会の設置について

1 推進委員会設置の趣旨について

「あきる野市介護保険推進委員会設置要綱（資料1別添）」第1条により、あきる野市における介護保険事業の円滑な推進を図るため推進委員会を設置します。

2 第7期介護保険事業計画について

高齢者福祉行政をとりまく状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を目的として、平成30（2018）年度から2020年度までの新しい施策を明らかにした第7期介護保険事業計画を、高齢者保健福祉計画と併せた、「第7期あきる野市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として、平成30年3月に策定しました。

3 推進委員会の進め方について

平成30（2018）年度から2020年度までのあきる野市の介護保険事業については、第7期介護保険事業計画に基づき運営していきませんが、本事業の円滑な推進を図るため、推進委員会において、進行管理及び課題等の検討を行い、その結果を報告書としてまとめ、市長に報告します。

報告書の課題等については、第8期事業計画策定に向けた介護保険策定委員会において協議・検討していきます。

委員会の開催については、平成30（2018）年度から2019年度にかけて延べ5回程度を予定しています。

なお、第7期計画期間内（平成30（2018）年度～2020年度）に施設等の基盤整備を行う場合は、整備計画の作成、事業者の公募、施設の建設のほか、東京都への事業所指定申請及び補助金交付申請等が必要となるため、早期に整備内容等について検討する必要があります。

スケジュールについて

平成30（2018）年度	平成31（2019）年度
1/23 第1回推進委員会	2019年12月までに、4回程度実施する予定です。 (予定：4月末、6月末、9月末、12月末)